

茨城県食品衛生条例業種の事業者の皆様へ



漬物製造業

魚介類加工業

液卵製造業

そうざい半製品等製造業

食品衛生法が**改正**されました！

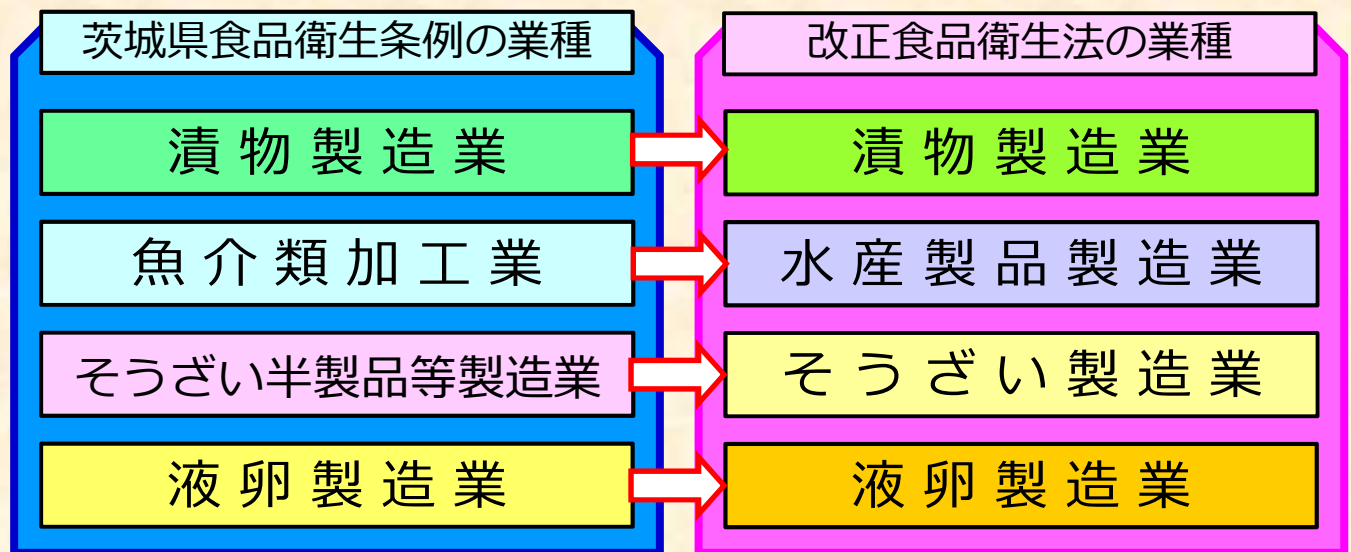


現在の許可有効期間にかかわらず、  
令和6年(2024年)5月31日までに

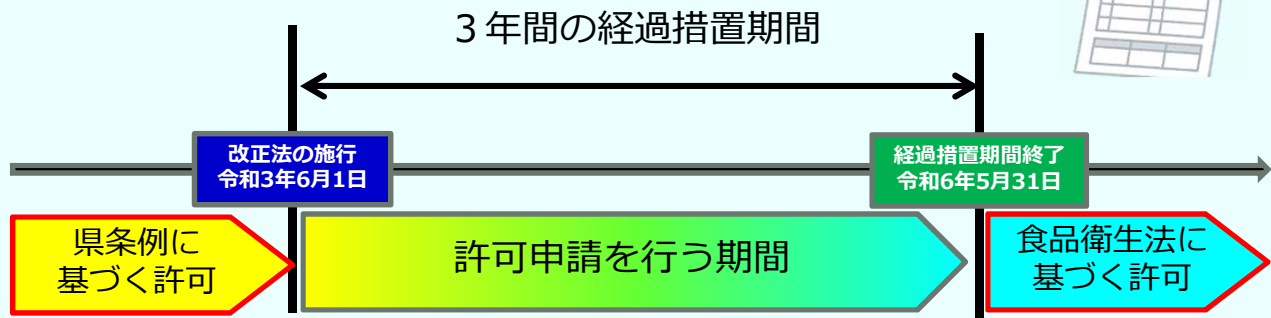
**改正食品衛生法に基づく手続き**が必要です。

- 食品衛生法の改正に伴い、茨城県食品衛生条例で規定していた「漬物製造業」, 「魚介類加工業」, 「そうざい半製品等製造業」及び「液卵製造業」が食品衛生法に基づく許可業種となりました。
- 施行(令和3年6月1日)から3年間の経過措置期間が設けられるため、令和6年5月31日までに営業許可申請の手続きが必要となります。  
※許可証に記載されている許可有効期間満了日が令和6年5月31日以降となっても申請手続きが必要ですのでご注意ください。

改正食品衛生法に基づく業種の見直しとは？



## 経過措置期間の詳細について



- 令和3年6月1日の改正法施行後も令和6年5月31日の経過措置期間終了まで条例許可に基づく営業が可能ですが、この期間に食品衛生法に基づく許可の申請をして下さい。
- 許可証の有効期間満了日が令和6年5月31日以降となっても、令和6年5月31日までに申請が必要となります。
- 令和3年6月1日以降は、茨城県食品衛生条例に基づく新規許可申請及び更新申請はできません。



## 食品衛生法改正の主な内容

### 1 ハサップに沿った衛生管理の制度化（令和2年6月1日施行）

- 一般衛生管理に加え、ハサップに沿った衛生管理の実施が原則すべての事業者に求められます。併せて届出業種においても食品衛生責任者の設置が必要となりました。
- 施行後1年間は経過措置期間のため、令和3年6月1日までに準備が必要です。
  - 小規模な営業者等は、業界団体が作成した手引書に基づいて対応可能

### 2 営業許可制度の見直し（令和3年6月1日施行）

- 現行の食品衛生法に基づく34業種が見直され、32業種となります。新たに許可が必要となった業種、許可から届出となった業種があります。
- 新たに許可が必要となった業種：食品の小分け業、密封包装食品製造業等
  - 許可から届出となった業種：乳類販売業、氷雪販売業等

### 3 営業届出制度の創設（令和3年6月1日施行）

公衆衛生に与える影響が少ない業種を除き、許可業種でなくても保健所への届出が必要となりました。

【例】干しいも加工業、野菜加工業、器具・容器包装製造業（合成樹脂使用）など

【参考】公衆衛生にあたる影響が少ない営業（届出が不要な業種）

- ① 食品又は添加物の輸入をする営業
- ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く）
- ③ 常温包装品の販売業
- ④ 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- ⑤ 器具・容器包装の輸入又は販売業

## ★お問い合わせは管轄の保健所へ

潮来保健所 本所 TEL：0299-66-2116

〃 銚田支所 TEL：0291-33-2158